

福島原発事故 避難者裁判を支える会・えひめ ニュース

No.11

2020年10月1日
〒790-0852
松山市石手2丁目9-21
089-916-3056

2019年3月、松山地裁で国と東電に対して勝訴した「避難者裁判・えひめ」は、原告・被告双方が控訴し、舞台は高松高裁へと移っています。第1回(2019.9.30)第2回(2020.1.21)第3回(2020.8.18)の口頭弁論では何が争われ、どんな展開になっているのかお伝えします。

国や東電に損害賠償を求めて全国各地で集団訴訟が広がっていますが、9月30日「生業を返せ、地域を返せ！」(福島、宮城、栃木、茨城などの住民約3650人が提訴)控訴審判決で、仙台高裁が高裁レベルで初めて国の法的責任を認定しました。今後各地の裁判にも影響を与えます。

9月30日

福島「生業訴訟」
国と東電を断罪！
仙台高裁判決、

控訴審・第2回口頭弁論傍聴記 津波は予見可能だった。対処しなかった過失を問う！

「流れる雲、真実を垂れたるや」流れる9年の時間、ひとりひとりに

福島原発事故避難者裁判を支える会・えひめ
代表 加藤 俊生(石手寺住職)

「福島に帰りたい」もう松山に落ち着いたと観察していた方が会う度にそう言われる。「こんなこと言えるのも住職さんにだけですからね」と付け加えられる。「そうだ。私の中では風化しつつあった出来事なのに、避難者では疼きが増している」。私はいつのまにか「フクシマ」を他人事にして自分を恥じる。それは震災当時のように被災者と出会っていない人間である。被災者らが書かれた「人の痛み」の本の文章を思い出す。空想が現実になった。何も持たずに空港へ。数日で帰れると思っていたのに何十年も帰れないだろう。他人事にして欲しくない。最近パレスチナ難民が他人事ではなくなった。

裁判は高裁に進んだ。原告の言。「こんなに長くかかるとは、たまらない」。野垣弁護士さんの言では「早ければ、あと3、4回。今年中に結審するかも」。高松までは往復6時間弱。それでも愛媛から20数人、香川6人、高知1人、徳島1人、大阪1人。裁判官が入廷して傍聴席を見て多数に驚いていたように見えた。入場行進も二度やったのだ。



2020.1.21 高松高裁
第2回口頭弁論入廷行進

さて、自分自身の他人事事件の反省はそこまでにして裁判内容に素人から一言。

1. 裁判の性格について
2. 裁判の原告の範囲について
3. 地裁判決について
4. 国の反論の長期予測過小評価について
5. 裁判結果がもたらす可能性について

[<次ページにつづく>](#)

高松高裁第4回口頭弁論期日のお知らせ

日時 10月20日(火) 13:30開廷
場所 高松高等裁判所(高松市丸の内1-36)

傍聴をご希望の方は、13:00までに
高松高裁1階待合室にお越しください。

目次

第2回口頭弁論傍聴記	・・・1
意見陳述書(渡部寛志さん)	・・・3
控訴審の状況報告(野垣康之弁護士)	・・・5
第3回口頭弁論傍聴記	・・・6
原発避難集団訴訟 各地の判決	・・・7
避難者行事、会計報告、編集後記	・・・8

「支える会」2020年度会費納入・カンパをお願いします! 年会費1,000円

振込先) ゆうちょ銀行 口座記号番号16100-25698151 口座名義 福島原発事故避難者裁判を支える会・えひめ

裁判の性格について

この裁判は賠償請求である。実際、地裁での判決のように過失 被害 賠償である。ではその過失とは何かというと、2002年に地震調査研究推進本部が公表した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」で「津波は予見可能であった」のに対処しなかったのが過失ありである。対処内容は水密対策であり、防波堤は期間実現性不十分で採用されず、電源の防水対策の不備によって過失である。

ここで

原発の危険性に於ける問題は、電源喪失だけなのだろうか。電源喪失しなければ無事だったのか。

被害があったから問題なのか。その被害とは避難者の被害だけなのか。日々垂れ流している放射能と経済的損失の比重は。そもそも比重ではない絶対的死への道程。

問題がなければ賠償は不必要なのか。松山地裁への訴訟では1mmsivertが限度とされて、避難していてもそれ以下の地域らしい地域は計上されなかった。しかしその避難を自分が放射能区域にいるとしたときに発生した避難の責任性はそもそも原発という国家的企図にあるのであるから、避難した時点で被害は発生している。つまり実存的にも実在的にも避難を強要した時点で賠償は正当である。

賠償請求がなければこの国はもっともっと危険な国になることが明白なのに国民主権を逸脱していないか。例としてヨード液の非配布や給水奉仕活動中のペント非通達での非国民主権的行為は民事ではなく刑事事件として計上すべきなのに不問に伏せられた可能性はないのか。原告らが求めているもう一つの課題である真相究明は必須であり其を負う者が無い事が重要な基本的人権の侵害である。

裁判の原告の範囲について

先に示した通り、避難は広範囲に多数で起こっていて其は1mmsivertが限度ではないことは明白である。それにもかかわらず避難者を分割する事は不条理である。避難者を一括して賠償すべきである。同時にもしも賠償が成立しても避難する事において生じた損害を上まわる事は多方面から勘案しても想定外である。

地裁判決について

地裁判決は賠償を決断したいが為に性急の感がある。というのは原発の危険度は電源確保だけで解消される者とは到底想定できない。当時の菅首相は国家の第一責任者の重責に居て東北地方を国家として放棄する事を想定していた。確率的に低い事象が顕在して日本は分断されずに済んだ。この危険性が明白に認められるのに地裁はその裁量を放棄している。賠償訴訟だという事を限定条件として故意に持ち込んでである。保身というべきか。

国の反論の長期予測過小評価について

国は地裁の国の加害性有罪判決の根拠となった長期予測は国民危機意識の宣揚用だとして、そのようなものもあるが長期予測は多くの議論の内の一つでしかないと断定している。しかしこのような安易な考え方こそが今回の多大な苦痛を生んだのである。そもそも長期予測が呈示されたのは単なる私的機関ではなく、原発の稼働可能性を是非する原子力安全・保安院である。この機関こそが唯一原発の安全性を確保する。ということはこの唯一安全を守る機関で、取るに足らないと判断できる長期予測を弄んでいたとするなら、それこそこの国には監視機関が不在であったという証左である。国は今回の長期予測批判で自分には国家を安全に誘導する能力も権利もないことを曝け出したと言う他ない。

裁判結果がもたらす可能性について

地裁判決を高裁が継承しようとも原発の国民殺傷性は払拭できないことは以上から明白である。今回の裁判は国民主権に於いて国民の基本的人権を確保するにはあまりにも幼稚であると言う他ない。依って憲法違反が相当する。



2016.3.26松山地裁勝訴



判決後記者会見



2020.1.21高裁第2回口頭弁論報告集会



渡部寛志さん(原告)意見陳述書

2019年9月30日

高松高等裁判所 御中

渡部寛志

1、叶わぬ望み

私は、福島第一原子力発電所事故により愛媛に避難している原発事故当事者の一人です。本来の我が家は、福島第一原発から12km北に離れた南相馬市小高区にあります。私はその地で、野菜や米を作る専業農家として、妻と2人の娘、父、母、祖母と共に生きてきました。

福島第一原発の事故発生から8年半の歳月が過ぎました。幼稚園の年長組だった6才の長女は、中学3年生（14才）になりました。まだ喋る事も出来ずオムツをはいていた2才の次女は、小学5年生（11才）になりました。愛媛に避難してから生をうけた長男は、小学1年生（7才）になりました。

子ども達が大きく成長して行く事は、喜ばしいことです。しかしどうしても、「こんなはずじゃなかった」「原発事故さえなければ」と思わずにはいられません。原発事故前に頭に思い描いていた子ども達との日々、胸に抱いていた夢や希望は、そのほとんどが叶えられる事なく今日を迎えてしまいました。

突如の大地震から始まり、予期せぬ大津波、そして信じ難い原発事故。私たち家族は、「どこに逃げるか」「子ども達をどう守るか」「どこで過ごすか」「何をして暮らすか」、様々な事で悩みました。

2016年に避難指示が解除されてからは、「地元のことを放っとけない、だけど子どもの被曝も心配だ」「いつになったら帰ろうか」「どうなったら帰ろうか」と、悩みが増えました。ここ最近は、農業収入を回復させる事が出来ず、東電からの賠償金支払いも滞り、「これからの生活をどう遣り繰りしていくか」、という事でも悩みが深まりました。

私たち夫婦は、それらの悩みを解消できず、事ある毎に意見がぶつかり合うようになってしまいました。結局、一致するライフプランを立てる事ができぬまま、今年3月に離婚にいたり、子ども達を守るために選んだ愛媛での暮らしは崩壊しました。

そして今、私と次女は愛媛県松前町の貸家に、元妻と長女・長男は南相馬市原町区の復興公営住宅へと別れ、また原町区に避難していた父と母と祖母は南相馬市小高区に戻り、3カ所での家族離散状態となりました。

福島第一原子力発電所が爆発してから今日までの8年半という歳月は、したくもない選択を迫られ、常に悩ましく、心沈む事ばかりの、苦しい日々の連続でした。

もし、速やかに、溶け落ちた核燃料を取り出し、放射性物質の放出を食い止める事の出来る廃炉技術があったなら。もし、速やかに、飛散した放射性物質を除去し、元の大地に戻せる除染技術があったなら。

もし、速やかに、フレコンバックに詰められた除染廃棄物を運び出し、放射性物質を遠ざける事の出来る最終処分地があったなら。

そう考えてしまうのは私だけではないでしょう。「もし」が叶っていたら、原発事故によって私たち避難者に生じた様々な問題（住むところ・食べるもの・家族離散・経済的困窮・コミュニティーの崩壊・精神的ストレスの増大など）も、その多くが解決に向かっていたはずです。

私も、避難を続ける事なく速やかに福島に帰還し、今頃は家族と地域の人たちと共に、元の暮らしを取り戻すための日々を送っていたに違いありません。



2019.9.30 第1回口頭弁論入廷行進（高松高裁前）

[<次ページにつづく>](#)

2、信頼を取り戻せ

しかし、原発事故の後始末は悲惨です。現在の科学水準とこの国の思考では、速やかな原状回復は叶わず、いまだに多くの被害者が苦しむ続けるという結果を招いています。

もし原状回復が出来ないと言うならば、「被害の回復」を個別に図っていく他、手立てはありません。しかし、その手立てを講じるべき国は、そもそもの段階で責任逃れに終始したままです。「事故は予見出来なかった」、だから「事故は回避出来なかった」、よって「規制権限の不行使ではない」などと平然と主張し、自らの賠償責任を認めないのです。

国は、電力業界などと共に原発を推し進め、その危険性を覆い隠し、私たちに「絶対安全」と思い込ませてきました。そして、福島第一原発事故に繋がる「安全神話」を作り上げてきた張本人の一人です。国策として進めてきた原子力発電、その事故によって生んでしまった被害に関して、国に責任が無い訳がありません。

被告である国には、私たち原告に対し「申し訳ない」という気持ちはどれ程あるのでしょうか。松山地方裁判所での国の発言や遣り取りを通じて、私は一度も、そんな気配すら感じたことはありません。第1回目の口頭弁論では、私の意見陳述を「主張でも証拠でもない事（裁判の審理には関わりのない事）」として止めようとしていました。原告本人尋問では、私たちの『避難』という選択に対する正当性を疑い、あたかも私たちの知識不足と理解不足が苦難の原因だと言わんばかりの口振りでした。

ある原告はこう言います。「国も、東電も、避難者の苦しみなど、全く考えてはくれないのだ。清く、責任を認め、心より詫びてくれさえすれば許せるのだが・・・」と。

国は、何のために私たちと争っているのでしょうか。

国は、どこを見ているのでしょうか。

まず、国がすべき事は、自らの責任を認め、原発事故被害者に対し真摯に向き合い、謝罪することです。そして、『支援』などという上から目線の対応ではなく、与えた損害を償う『賠償』を行うことです。一人一人の被害者に直に接し、「被害の回復」を丁寧に図っていこうという姿勢がなければ、私は納得することができません。

3、一日でも早く（裁判所へのお願い）

原発事故が発生してから、もはや8年半を過ぎているのです。もう、事故前の『普通』の暮らしには戻れません。あの時あの地で思い描いていた未来も、もう取り返せません。だからこそ私たちは、『戻れない過去』と『取り返せない未来』への執着を一刻も早く吹っ切り、これからの人生をしっかりと前を向いて生きていきたいと望んでいます。

しかし、いつまでも「責任逃ればかりする国の姿勢」と、国に追従し「被害を矮小化しようとする東京電力の対応」は、私たちの望みに応えるものではなく、いつまでも私たちを苦しめ続ける元凶となっています。

裁判官の皆様にはお願いします。

国の責任を明確に認めた松山地方裁判所の判断を支持し、被告に対し言い逃れを許さぬ判断をされまよう、お願いいたします。また、賠償額算定にあたりましては、各原告が真に「被害の回復」を図れるように、適切で明解な算定をなされるよう、お願いいたします。

この裁判は、私たち原告だけでなく、その他大勢の、声を上げられぬ被害者にとっても、その人生を大きく左右するものとなるでしょう。私は、高松高等裁判所の判断が、私たちの『希望の糸』となり、「一日でも早く一人でも多くの方が前を向いて歩きだせるような社会」へと繋がっていくことを、切に願っています。



原発損害賠償訴訟控訴審の状況報告

弁護士 野垣 康之

1 2020年8月18日に高松高裁で原発損害賠償請求訴訟の控訴審第3回口頭弁論が開かれました。5月12日に予定されていた第3回期日がコロナ禍の非常事態宣言の影響で延期となり、8月18日に期日が開かれたものです。コロナ禍の影響で傍聴席が23席に制限されましたが、松山から13名、徳島から1名、高松から1名の支援の方が傍聴にかけつけてくれました。

2 控訴審では、責任論と損害論について双方から原審松山地裁での主張・立証の補充がなされています。まず、損害論について、国は予見可能性も結果回避可能性もなく国の責任を認めた松山地裁判決は取り消されるべきであると主張しています。

松山地裁判決は、予見可能性について、2002年7月31日に公表した「長期評価」は国の機関により議論を経て承認されたうえで公表されたものであり、個々の学者の論文とは異なり、多数の専門家による検証を踏まえた相当程度の信頼性を有する見解であり、客観的かつ道理的根拠を有する知見というべきであると判断しています。

控訴審において、国は、「長期評価」には学者からの批判も多く長期評価の信頼性は低いこと、「長期評価」の内容を直ちに規制や防災対策に取り込むべきとの趣旨で公表したものでないこと等と主張し、御用学者の意見書等を多数提出しています。

当方からは「長期評価」の信頼性はきわめて高いこと、長期評価が地震行政の中心に据えられることは十分に認識されていたこと、御用学者の意見書には矛盾があること等の反論をしています。

次回に結果回避可能性について国が主張を補充し、当方も反論する予定です。

3 次に損害論について、当方から松山地裁判決が国と東京電力の賠償責任を認めたのは妥当であるけれども損害額が低すぎると反論しています。東京電力は、中間指針で認められた賠償額で十分であると主張しています。

損害額の算定で重要なのは、低線量被ばくによる健康影響、ふるさと喪失慰謝料への理解です。当方から低線量被ばくの危険性、多数の学者の意見書を踏まえた原発事故の賠償のあり方についての主張・立証をしています。

東京電力から、松山地裁で本人尋問をした原告5名について、再度、尋問したいとの申出がなされましたが、高松高裁は必要性がないとして申出を却下しました。

4 次回は、10月20日午後1時30分、次々回は2021年1月29日に期日が指定されており、それぞれ主張・立証の補充をする予定です。

5 全国の原発損害訴訟の状況ですが、2019年3月26日の松山地裁判決の後、名古屋地裁、山形地裁、札幌地裁、福岡地裁、仙台地裁で判決がありましたが、国の責任を認めたのは札幌地裁だけで他の4地裁では国の責任が否定されています。

認定された損害額についても山形地裁は実質0回答（中間指針による賠償額で十分）という酷い内容でした。

うれしい判決もあります。今年3月12日に言い渡された仙台高裁判決（原審福島地裁いわき支部で東京電力のみを被告とした訴訟）において、避難を余儀なくされた慰謝料、避難生活の継続による慰謝料に加えてふるさと喪失及びふるさと変容慰謝料が認められ、帰宅困難区域で1600万円、居住制限区域又は避難指示解除準備区域で1100万円、緊急時避難準備区域で300万円が認められました。なお、この仙台高裁判決に対しては東京電力が上告受理申立をし、元最高裁の裁判官らの意見書4通（そもそも故郷喪失など賠償の対象にならないという酷い内容で肩書が元最高裁の裁判官でなければ誰もとりあげないようなものです）を出して必死に抵抗しています。

今後の予定ですが、原告数が最大の原審福島地裁の生業訴訟の仙台高裁の判決が9月30日、原審千葉地裁の東京高裁の判決が来年2月19日に予定されています。

今後1年くらいが全国の原発損害賠償請求訴訟の行方を左右する重要な高裁判決が続き山場を迎えています。皆様のさらなるご支援をお願いいたします。

第3回 口頭弁論 傍聴記

8月18日、高松は晴天。裁判は13時30分丁度に開廷した。

3人の原告に対し、被告である国・東電側は合わせて8人だった。被告側の机の上には分厚い書類が山積みになっていた。今回裁判を初めて傍聴した私でも、マンパワーと情報量に圧倒的な差があることは見て取れた。

当日の裁判傍聴や原告関係者・支援者の方々との交流を通して、原因企業の惜しみない裁判投資力や、不作為への責任追及を免れ被害者への支出を抑えようとする国の姿勢がある事を知った。以前に大学の授業で、水俣病被害者をめぐる原因企業と国の対応について学んだ事があるが、原発避難民をめぐる補償問題でもほとんど同じ遣り口で事件の矮小化が図られているように思える。

裁判自体は拍子抜けするほどあっさり閉廷したが、この裁判に孕む重大性と15人にも満たない傍聴人数では不釣り合いなように見え、率直に焦りを感じた。矮小化を阻止するためにも、さらなる国民の関心は不可欠ではないだろうか。

仲松 佐也伽（大学生）



第3回口頭弁論
入廷行進



2020年8月18日火曜日、高松高裁にて、福島第一原発事故避難者が国と東電を相手取った裁判を傍聴した。専門的な言葉づかいの難解さと余りに淡々とした進行とに、やや呆気にとられながらも、そのあらましかでも理解しようと努めた。

事故から既に丸9年以上が経過してしまった。未だに東電は津波を予期できなかったと言い張り、津波対策・水密工事を怠った責任から逃れようとしているし、国は原発政策を推進した根本的な責任を、一切取ろうとしていない。この長きに亘って、原発被災者は住まいや土地を奪われ、暮らしを奪われ、家族を引き裂かれてきたにもかかわらず。そのうえ、住み慣れぬ土地での暮らしを余儀なくされた避難者の苦しみは言語に絶する。そこへ原発からの単純な「距離」という壁を設け、「自主避難者」を差別し、切り捨てる国の態度は、法にも人道にも悖るものとして、糾弾されて当然だろう。

傍聴した裁判はあっという間に終わった。被告（東電）側の弁護人は、既に松山地裁でも行われたのと同様の尋問を、無益にも繰り返そうとして要請し、裁判官による協議の末、却下された。これを徒勞と呼ばずして何であろう。たったこれだけのために、貴重な裁判の時間が弄されるのか。次の裁判は2か月後。原告の負担はかさむばかりだ。

讃岐うどんの美味すらも霞みかねないほどに暗澹たる気持ちになった。

一刻も早く原告の権利と主張とが認められ、すべての原告にとって納得のゆく損害賠償が支払われることを切に願う。

三寺 伊織（大学生）

松山地裁は津波被害を予想した2002年7月「長期評価の見解」を国が採用していなかったことなどで国の責任があったとした。

今回は書面のやり取りだったが、国側は「長期評価」予想は数ある研究の一つであって、従う義務はない、予想以上の津波が来たのだから、堤防強化しても役に立たなかったと反論した。

松山地裁で問題にされた水密（防水）については触れなかった。

坂東 啓司（松山市民）



2020.8.18 報告集会（高松高裁前歩道）

原発避難集団訴訟 各地の判決

原発避難訴訟 各地の判決

○:認める ×:認めず ー:被告に含めず

地裁	東京電力の責任	国の責任	賠償命令 ※金額は100万円未満切り捨て
2017年			
前橋地裁 3月17日	○	○	約3800万円 (62人)
千葉地裁 9月22日	○	×	約3億7500万円 (42人)
福島地裁 10月10日	○	○	約4億9700万円 (2907人)

18年

東京地裁 2月7日	○	ー	約10億9500万円 (318人)
京都地裁 3月15日	○	○	約1億1000万円 (110人)
東京地裁 16日	○	○	約6000万円 (42人)
福島いわき支部 22日	○	ー	約6億1200万円 (213人)

2019年 地裁

横浜地裁 2月20日	○	○	約4億2000万円 (152人)
千葉地裁 3月14日	○	×	約500万円 (9人)
松山地裁 3月26日	○	○	2743万円 (23人)
東京地裁 3月27日	○	×	約2100万円 (13人)
名古屋地裁 8月2日	○	×	約9600万円 (109人)
山形地裁 12月17日	▽	×	44万円 (5人)

地裁

2020年

	東電の責任	国の責任	賠償命令
札幌地裁 3月10日	○	○	5300万円 (89人)
福岡地裁 6月24日	○	×	490万円 (24人)
仙台地裁 8月11日	○	×	1億4500万円 (77人)

高裁判断

2020年

	東電の責任	国の責任	賠償命令
仙台高裁 3月12日	○	ー	1億2000万円を上積み (213人)
東京高裁 3月12日	○	ー	3億6000万円を 一審より減額 (305人)
仙台高裁 9月30日	○	○	5億1300万円を上積みし 10億1千万円 (3550人)

"生業訴訟"

全国約30件の集団訴訟で、国の責任に関する初めての高裁判断。一審福島地裁判決(2017.10.10)より厳しく国の責任を指摘しました。一審で対象外だった会津、宮城、栃木両県の一部にも賠償を広げました。

判決は、2002年の地震予測「長期評価」を踏まえて速やかに予想到達水位を試算していれば、10mを超える大津波の襲来を予見できたと判断しました。

避難者行事紹介

3・11被災者の心 助け合う心てらし合う”祈りのあかりメッセージ”



大震災から9年目の3月11日、石手寺で「NPO法人えひめ311」主催の「3・11被災者の心 助け合う心てらし合う”祈りのあかりメッセージ”」がありました。心にしみる手記朗読、ご詠歌、相馬盆唄、そしてメインは今年発案の、LEDメッセージポール点灯と祈り。みんなの願いがマジック書きされた白いボールが明るく点灯します。パッチリ点くものあり、テラテラとネオンのように点滅するものあり。



東北・四国 心行き交う盆踊り大会



8月20日、石手寺にて「NPO法人えひめ311」と「盆踊り実行委員会」の共催で「東北・四国心行き交う盆踊り大会」が規模縮小で開催されました。盆唄の演奏を背景に花火大会も行われました。

福島原発事故避難者裁判を支える会・えひめ 会計報告

(2018年7月1日～2020年8月31日)

編集後記

みなさま、お元気ですか？コロナウイルス感染症発生に伴い、ニュース発行が大変遅くなってしまいましたことをお詫びいたします。今回は、増刊号形式になっています。2回の口頭弁論をまとめながら、なつかしい記憶とともに、裁判への想いをあらたにしております。全国各地でも一審の判決が出そろってきましたが、国の責任を認めない方向に変わってきているように見えてなりません。何の対応もしてこなかった、国が裁かれるよう、全力で臨んでまいりましょう。

先日、原告の一人がお亡くなりになりました。お悔やみを申し上げますとともに、ご冥福を心よりお祈り申し上げます。

事務局長 田淵紀子

< 収入 > (単位：円)

前期繰越金	848,439	
会費	86,000	86口分
カンパ	51,100	
雑収入	16	受取利息
計	985,555	



< 支出 >

会議費	12,460	総会、世話人会 会場使用料
宣伝費	5,600	先頭幕、垂れ幕 制作
印刷代	3,950	ニュース、裁判資料 印刷費
通信費	4,100	切手代 (ニュース郵送料など)
諸会費	3,000	憲法集会・平和行進 賛同金
旅費交通費	59,000	高松高裁までの高速代・ガソリン代
計	88,110	

差引残高 897,445円

